

総務委員会会議録

平成24年6月26日(火)

(開会) 10:00

(閉会) 11:22

案 件

1. 議案第52号 平成24年度飯塚市一般会計補正予算(第2号)
2. 議案第53号 飯塚市公告式条例の一部を改正する条例
3. 議案第54号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
4. 議案第55号 飯塚市税条例の一部を改正する条例
5. 議案第57号 財産の取得(消防ポンプ自動車)
6. 議案第63号 専決処分の承認(飯塚市税条例の一部を改正する条例)

【 報告事項 】

1. 飯塚市中心市街地活性化の取り組み状況について (中心市街地活性化推進課)
2. 公用車の事故について (管財課)

委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。「議案第52号 平成24年度飯塚市一般会計補正予算(第2号)」を議題といたします。執行部に補足説明、ならびに先の本会議における審査要望に対する答弁を求めます。

財政課長

それでは先に概要のご説明をさせていただきます。別に配布いたしております補正予算資料をお願いいたします。1ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、一般会計で4億8754万8千円を追加いたしております。補正後の予算総額は、595億7154万8千円となっております。表の下のほうに記載しておりますように、主に当初予算編成後に発生しました事由により早急に執行すべき経費について追加するため補正するものでございます。

次の2ページ以降に補正予算の概要を費目ごとにまとめ、予算書のページを記載しております。まず、歳入の県支出金および諸収入につきましては、歳出予算に計上しております対象事業の特定財源を追加するものでございます。繰入金は、今回の補正予算の財源調整のため、財政調整基金1億3022万9千円を取崩すものであります。

次に、歳出では、総務費の財産管理費で財政調整基金積立金を財源調整のため4817万円、現予算の全額でございしますが、これを減額しております。歳入でご説明いたしました基金繰入金と合わせますと、今回の財源調整の総額は1億7839万9千円となります。民生費の障がい者福祉費では、生活支援センター等運営事業委託料につきまして、障がい者虐待防止センターの設置が義務付けられたため、生活支援センター内における嘉麻市・桂川町との共同設置に係る経費を追加するものでございます。児童措置費の私立保育所整備事業費補助金につきましては、本年度も県の補助制度が継続されることとなり、24年度に施設整備を予定している5つの保育園の整備事業費に対する補助金を追加するもので、負担割合は県2分の1、市4分の1、自己負担が4分の1となっております。労働費の労働諸費では、緊急雇用創出事業といたしまして、長崎街道400年記念事業委託料を追加し記念シンポジウム等を実施するものでございます。教育費では、次の3ページにかけて記載しておりますが、小中学校の「学力向上

推進事業」実施に係る謝礼金・消耗品費の経費を新規に計上いたしております。反復学習で基礎学力向上を目指す「陰山メソッド」を確立された陰山英男氏ご本人を講師・アドバイザーとしてお招きして、市民対象フォーラムや教職員対象研修会等を実施し、学力向上の方策についての指導・助言を得ながら、学力の基盤となる基礎・基本の定着を図ろうとするものであります。また、モデル事業として小学校は全学年を対象とした1校、中学校は1年生を対象とした4校を指定いたしまして、陰山メソッドの副教材を使用した反復学習による基礎学力の向上を図り、その成果を広げ全市的な学力の向上を目指すものでございます。繰越明許費は、私立保育所整備事業費補助金につきまして、補助金交付決定時期が9月の予定で、年度内の完了が見込めないため追加するものでございます。

7ページをお願いいたします。今回、財政調整基金について補正をいたしましたので、基金状況表を添付しております。内容の説明につきましては省略させていただきます。以上で、補足説明を終わります。

委員長

審査要望に対する答弁を保育課長お願いします。

保育課長

市立保育所整備事業費補助金について県の見解についてお答えいたします。福岡県労働福祉部子育て支援課を通しまして、県議会事務局の議事課に確認をしていただいた結果、県議会議員が法人等の理事長を兼ねることについての関係条例、福岡県には政治倫理条例がないということで、あと申し合わせもないとの回答で法律上、倫理上、問題はないとの県の見解を電話で確認をしたところでございます。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

永末委員

今の私立保育所整備事業費補助金につきまして、数点お尋ねしたいと思います。こちらの補助金のほうなんですけど、実際、児童措置費の中で内訳のほうが入っておりますが、県2分の1、市4分の1、自己負担4分の1ということになってはいますが、県の補助金でありますけれども、市のほうも当然4分の1負担するというような形になっていると思います。この補助金交付申請の具体的な流れについてご説明いただけますでしょうか。

保育課長

交付申請までにまず事業計画書を事業者から市のほうへ提出していただきます。内容につきましては、整備の区分増築するのか、改築、建て替えするのか。それから設置場所はどこか、工期はいつか、それから定員はどうかというふうな整備の必要性、概要等の内容を書いた計画書を出していただきます。それから市から県に提出をいたします。県から今度は協議の通知がございましたら、事業者から必要な書類、協議調書、それから老朽度調査表、それから見積書、平面図、資金等の計画書等を市のほうに出していただきまして、これをもとに作成した協議書を県に提出をいたします。県の審査内容等を受けまして、その後市への補助内示とあります。内示を受けてから、事業者から市へ、市から県に交付申請をいたしまして、その後市から事業者へという交付決定の通知を行いまして、それからが事業着手となります。

永末委員

いまのご説明の中で、まず事業計画書を事業者から市に出すというふうにご回答がございました。そのあとにそれ以外の必要な書類を市に提出してもらい、それからそれを基に協議書を県に提出するというような流れになっていたと思います。この前、その後に県の内容審査を受け市に対して補助内示というふうになるという流れというふうにお聞きしましたが、県のみチェックじゃなくて市独自のチェック体制というのはどうなっているんですか。結局、市の補助金も入ってきますんで、当然そこは市として独自に、県がチェックしていればいいということ

ではないと思うんですけれども、そのあたりどのような感じになっていきますか。

保育課長

本事業につきましては、定員規模によります補助基準額を基に設定するというございますので、それぞれ保育所の定員規模に応じます最低基準を満たす要件をまず見ながら出てきます内容をチェックしながら提出しているというふうな状況でございます。

永末委員

補助金交付の決定後、事業者は事業に着手するというございますけれども、入札についてちょっとお尋ねしたいと思ひます。入札というのは事業者が独自に行うというふうにございますと聞きたんですけれども、市としまして何か対応のほうはあるんでしょうか。

保育課長

本事業の入札はいま質問者言われますように補助事業者が行ひます。また、入札には市の職員も立ち会い、不正等がないようにということで確認をいたしてあります。なお、この補助事業者が行う工事請負契約に係る契約手続につきましては、補助事業者が行う工事請負契約の手続に関する基準により基本的な事項を定めてあります。それから、保育所等の整備事業費補助金の交付を受け、補助事業を行う事業者に対しましては、先ほど言ひました基準に基づきまして飯塚市保育所等整備事業にかかわる契約手続の取り扱いを作成しまして事業者への指導等を行っております。

永末委員

すみません、ちょっと基本的な質問になって申しわけないんですけれども、今のおっしゃった基準ですね。補助事業者が行う工事請負契約の手続に関する基準というのは、これはどこが作っている分なんですか。国か何かで定めているものなんですか。

保育課長

いま申しました基準につきましては、市の中での統一的な方向を示すために飯塚市でつくっている基準でございます。

永末委員

その基準というのは、こちらのほうで見せてくださいとかというふうな感じでお伝えすれば見せていただけるようなものなんですか。書面で表現できるような感じなんですか。

保育課長

お示しできます。

永末委員

今回、整備予定の5つの保育園のうち1園は民営化されたばかりの保育園だと思ひんですけれども、民営化により無償譲渡された建物、その補助を受けてすぐに建て替えるということについて、若干ほかの4つの保育園は従前から民間ですとやられていたわけですから、若干公平性に欠けるじゃないかなというふうにございますと思ひておるんですけれども、そのあたりの市のほうの見解としてはどんな感じでしょうか。

保育課長

法人等の民間事業者が行う老朽化した施設の整備につきましては、福岡県の保育等整備事業費補助金が交付されているというございます。これによりまして、事業者の負担、及び市の負担の軽減となっております。しかしながら、この当該補助事業につきましては、国の安心こども基金を活用して行われているもので、この事業周期につきましては不透明なところございます。今回、本年におきまして1年間の国の事業延長により可能になったということで、事業者の負担を抑え、安心できる保育施設の整備を行うためこの補助金を活用するため、譲渡後すぐの対応となっております。また、今後民営化を進めてまいりますが、施設につきましても現時点で、すでに35年から40年が経過した施設が多ございます。同様に民営化による移譲後の早い時期での建て替え、または大規模な修繕が考えられますので、国県の補助制度

を活用しながら今後も対応する必要があるというふうに考えております。

委員長

他に質疑はありませんか。

宮嶋委員

今の保育所の問題ですが、昨年度も補正予算で出てきたと思うんですが、何か時期的なもの、この整備事業ですね、これを何月頃、いつ募集して、いつまでに事業計画書を提出して、それと飯塚市の場合に何園ぐらいというのか、どのくらいの予算までを引き受けるのか。今回5園にもなっていますけれども、その辺で出た分が全部、もし計画書が正しければ、金額に関係なく全部通るのかどうか、その辺の手順についてお尋ねします。

保育課長

先ほども申しましたように、安心子ども基金の事業収益というのは、昨年は一応平成23年度末で終わるというふうになっておりました。当初予算での計上はそういうことで行っていませんでした。しかしながら、国の平成23年度の第4次補正におきまして、この事業の実施期限が1年間延長されたことによりまして、福岡県のほうからですね、平成24年事業計画書の提出というのが本年の24年2月17日付で補助事業の継続が確定いたしました。それによりまして、その後予算要求時には補助事業の継続が確定していなかったために今回の補正となっております。意向調査というのはその以前におそらく継続するだろうということで、県の意向調査等も昨年12月16日付で文書等も来ておりました。そういう中で実際に県の意向を聞きながら、市立保育所の皆様方に情報をお流しして、今後の計画について協議をしたところでございます。その後、最終的に取りまとめを行いまして、提出して、今回の補正に至っております。それから、どれくらいの予算がつくのかということですが、5園につきまして今回計上しておりますが、その都度県の基金等も上限があるかと思えますけど、その都度県のほうとも協議をしながら、内々の協議を進めながら確保していただけるような経過でございます。

宮嶋委員

これが最後になるかもしれないということでたくさんの方が、この5園以外には手を挙げられた方はいらっしゃるんですか。

保育課長

今回の調査においては今のところございませんが、今後希望したいという旨はですね、希望を持ってある方はいらっしゃるよう聞いております。

宮嶋委員

1年間延長ということでしたけれども、今後希望される方は同じような条件でまた出てくるんですか。

保育課長

今ご説明しましたように、国の安心子ども基金のこの補助金制度がどのようになるかということについては今のところ次年度以降は不透明ですが、何らかの形で残るのではないかといい県等との話し合いの中ではですね、補助金としては残っていく。ただ、いま明確になっていませんので、今後のことについてははっきりいま申し上げることができません。

宮嶋委員

ここ何年かで随分改築、改修が進んでいるようですが、私立保育所、何園あってこのところの改修で何件済んで、今からの予定がこれから5件ということですが、その辺の数字を教えてください。

保育課長

現在、私立保育所につきましては19園ございます。そのうち、こういうふうな改修及び増改築、それから建て替え等が済んだ園が、園として13園あるというふうに記憶しております。

そういう状況で、今後のことは先ほど言いましたように、希望されるところについてはまだ明確な希望という形では現在のところと上がってきておりません。

宮嶋委員

その13園の中にはこの5つは含んでいるんですかね、まだ予定ですけど。

保育課長

予定として含んでおります。

宮嶋委員

ということは、あと6園ちょっと古くなった園舎が残っているということですね。この19園の中には同じ社会福祉法人、ほとんどそうだと思うんですが、宗教法人もあるのかな、同じところが経営してあるところっていうのはいくつかありますか。

保育課長

19園のうち3園を一括してある法人が1つ。それから2園を運営されている法人が4つ。5法人、複数の施設を運営されているところがございます。

宮嶋委員

そのところは改修が、もう皆さん終わっているところですかね。

保育課長

今回の計画の中に2園入っております。

宮嶋委員

確かですね、つはら保育園はいしずえ会って聞きましたけど、昨年ここも同じ法人のたけのこさんに補助金が出ておりますよね。

保育課長

そのとおりでございます。

宮嶋委員

補助金でいくと、今年度はつはら保育園が9720万円、去年はたけのこで1億円ちょっとだったと思うんですが、県の補助金もあるということですけども、市の補助金が同じところに出ていくというところにちょっと矛盾を感じるんですが、その辺の規定とかそういうものはありませんか。

保育課長

整備を計画するにあたって、県のほうには今のようなことについて過去において、あるいは同じ法人がということでの事業の重複というものについては確認をしておりますが、県の見解としましては何ら問題はないということでの事業採択になっております。

宮嶋委員

わかりました。それから常楽寺保育園とあさひ保育園が定員増ということで90名から110名というふうに書いてありますが、いま子どもが減ってきている中で園を大きくするという、こういうきちんとした人数の計画ももちろん出るんでしょうけど、定員増になるであろうという判断だと思うんですが、その辺のことをちょっとお聞かせください。

保育課長

いま定員が20名ふえたということでの質問だと思いますが、この定員につきましては実際にいま保育所を運営していく上において既にこの定員に近いぐらいの一杯一杯のところですね、110名近いところの数字で今3月末にはなるというふうな現状がございます。福岡県の監査等も受ける中で指摘された事項でもございました。そういう関係で施設を建て直す、建て替えをされる場所についてはそういうふうな、市としてやはり定員については見直しをしてほしいというふうなお願いをしながらですね、やっているところでございます。

宮嶋委員

常楽寺の場合、移転改築ということですが、どこに動くのかというのを聞かせてもらって

いですか。

保育課長

場所につきましては同じ穂波地域になります。

宮嶋委員

あさひ保育園の場合も大きく場所は動かないということですかね。

保育課長

そのとおりでございます。

委員長

他に質疑はありませんか。

永末委員

障がい者福祉費のところでお尋ねしたいんですが、こちらの中で、「障がい者虐待防止センターの設置が義務付けられたため、生活支援センター内に設置し、その経費を追加するもの」というふうな説明文が入っておりますが、この障がい者虐待防止センターの設置が義務付けられたというのは基本的なことになるかと思うんですけども、何か法で義務付けられたというふうな形なんでしょうか。

社会・障がい者福祉課長

この障がい者虐待防止センターは「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」というものが平成23年の6月に公布されまして、平成24年10月1日から施行されることに伴いますもので、この中で市町村に設置が義務付けられたものでございます。

永末委員

「生活支援センター内に設置し、」というふうになっておりますが、これはその下のほうで、飯塚市・嘉麻市・桂川町共同設置ということになっておりますけど、生活支援センターも5カ所あって5カ所内に全て設置するという事なんでしょうか。

社会・障がい者福祉課長

いま委員さんおっしゃったとおり、生活支援センターは嘉麻市・桂川町と共同で5カ所ございますが、この虐待防止センターもこの5カ所に委託するものでございます。

永末委員

その障がい者虐待防止センターというのが生活支援センターに設けられて、実際今回補正のほうで100万円ちょっとですかね、上がっていますけれども、どういったことをされるような形になってくるんでしょうか。

社会・障がい者福祉課長

この障がい者虐待防止センターの機能として定められているものが、まず1つに、養護者などからによります虐待に関する通報の受理。それから虐待を受けた障がい者の保護のための相談、指導及び助言。それから3つ目として、障がい者虐待防止に関する広報、啓発活動を行うというふうなことになっておりまして、これらの事業にかかわる経費として委託料を上げております。

永末委員

となりますと、新たに虐待防止センター5カ所にどなたかそういう相談員を置かれるということになるんでしょうか。

社会・障がい者福祉課長

実はこの生活支援センターは、これまでに障がい者の権利擁護に関する業務などを行っていくというふうなことが、機能として設けられておりました。そのため、今回この虐待防止センターという看板を上げることに伴いまして機能を付加することになりましたので、人材はそのまま今いらっしゃる生活支援センターの職員の中で対応していただくようにしております。なので、新たな人件費、人を雇用するというふうなことは考えておりません。

委員長

予算の使い方を答えてあげてください。100万円の予算の使い方を答えて。

社会・障がい者福祉課長

5ヵ所分で103万円くらい上がっておりますので、1ヵ所としては19万7千円くらいになるかと思えます。そして、この経費の内容としては、休日夜間に虐待のご相談がありましたときに対応するような人件費、それから広報活動に関するような経費、それから通信運搬費などに使っていただくこととしております。

委員長

他に質疑はありませんか。

宮嶋委員

7ページ、労働費の緊急雇用創出事業費ですが、具体的にどういうふうなことで、中身をもうちょっと詳しく教えてください。

商工観光課長

この緊急雇用創出事業におきまして、長崎街道400年記念事業を実施するようになっています。現在、市の実行委員会のほうでその内容については検討しておるところでございますが、現在までで大体事業の内容が固まってきた部分につきまして、ご報告させていただきまします。記念イベントとしまして本年の9月23日に嘉徳劇場のほうで執り行うようにしております。内容としましては、記念事業に関します基調講演、それとパネルディスカッションを実施するようになっています。これにつきましては飯塚と関連のある、また長崎街道の飯塚宿に関連のある方と現在交渉をしておるところでございます。それと、その他に長崎街道のマップの作成、長崎街道の案内看板の設置、こういうものを実施いたします。また、広報活動も行います。案内看板等を設置した中でウォーキングとか、そういう企画も今後検討していきたいと考えておるところでございます。

宮嶋委員

緊急雇用創出事業費ということになっておりまして、延べ人数で288人の雇用が確保できるというふうなことになるようですが、具体的にこの288人、どんな感じになるのか教えてください。

商工観光課長

まず雇用人数としましては2名、7月から3月にかけてまして指導員として9ヵ月間を雇う予定としております。それと事務員としまして7月から12月までの6ヵ月間で雇う。それが合計しますと288日ということになります。

委員長

他に質疑はありませんか。

明石委員

小学校教育振興費の中でモデル校を選ぶということですが、これはもう具体的に小中学校は決まっているわけですか。

学校教育課長補佐

モデル校につきましては、現段階ではまだ決まっておりません。

明石委員

これはそうすると、選考の方法とか何か具体的なものはお考えですか。地域的にするのかとか、学力が低い学校があるからするのかとか、いろいろあると思いますけど、そういうところをちょっと教えてください。

学校教育課長補佐

モデル校選定の理由、条件につきましては、まず1点目は今回使用します陰山メソッドを用いた徹底反復学習の取り組みを実施するための校内の推進体制が整っているという学校である

ということでございます。あと1つは委員おっしゃいましたように、学力に課題があると。そして3つ目は、児童・生徒数と学校規模等も関係いたしますので、そういった3つを要件に選定をしてみたいと思っております。

明石委員

これはいつ頃までに決定して、いつから始めるというかたちになりますか。

学校教育課長補佐

事業の実施につきましては、議決をいただきまして7月上旬から早速選定作業、そして学校のほうに取り組みを推進していくように指導してまいりたいと思っております。

明石委員

ぜひですね、学力が上がるように努力していただきたいという要望をして終わります。

委員長

他に質疑はありませんか。

永末委員

今の教育費の中でお聞きしたいと思います。陰山メソッドを確立した陰山英男氏を講師に招くということなんですけど、私この方のことをよく知らないんですけど、教えていただけますでしょうか。

学校教育課長補佐

最近はマスコミ等にも出られておりますけれども、計算力を培う「百ます計算」という教材で公立小学校での実践が大変評価をされまして、現在は立命館大学の教授、そして立命館小学校の副校長も兼任でお務めでございます。また国等でも、例えば内閣官房教育再生会議の有識者委員、あるいは文部科学省中央教育審議会教育課程部会委員、そして自治体におきましては、大阪府の教育委員会の教育委員長というような職を現在お務めでございます。

永末委員

わかりました。この方を講師に招き、市民対象フォーラム、教職員対象の研修会、学力向上検証委員会等の勉強会を実施していくということなんですけれども、これを飯塚市としてやっていくということは、この方の陰山メソッドというのを小中学校のほうで今後取り入れて、広く飯塚市としてやっていくというふうな方向性で考えていらっしゃるのでしょうか。

学校教育課長補佐

現在、予算で出させていただいております小学校1校、中学校4校のモデル校での成果を出しまして、市内に普及していければと考えているところでございます。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第52号 平成24年度飯塚市一般会計補正予算(第2号)」をについては、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 10:38

再 開 10:39

委員会を再会いたします。

次に、「議案第53号 飯塚市公告式条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

庄内支所総務課長

議案書の1ページをお願いいたします。飯塚市公告式条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。提案理由といたしましては平成23年4月1日に庄内支所が現在地に移転したことに伴い、庄内支所掲示用の位置を変更するため本案を提出するものであります。次のページの新旧対照表をお願いいたします。別表第2条関係の表中、位置につきまして飯塚市綱分802番を飯塚市綱分802番地7に改めるものです。以上簡単ではございますが、補足説明を終わります。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第53号 飯塚市公告式条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第54号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

総合政策課長

「議案第54号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」について補足説明いたします。議案書の3ページをお願いいたします。本案は本市の最高規範となるべく、飯塚市自治基本条例の策定に関しまして調査審議を行います附属機関の設置のため提案するものでございます。改正内容につきましては、次ページ、4ページの新旧対照表のとおりでございます。以上簡単でございますが、議案の補足説明を終わります。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

永末委員

実際この策定委員会のほうはいつ頃から始まるような形でしょう。

総合政策課長

今回の議決をいただいた後に、策定委員のメンバー15名以内を予定しておりますが、選定に当たっていきいたいというふうに考えております。

永末委員

具体的な時期というのはまだわかりませんか。

総合政策課長

8月いっぱいまでに委員を確定いたしまして、それから策定委員会を開催していきいたいというふうに考えております。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第54号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第55号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

課税課長。

「議案第55号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」について補足説明いたします。議案書の5ページをお願いします。本議案は、平成23年12月2日及び平成24年3月31日に地方税法の一部を改正する法律等が公布されたことに伴いまして、飯塚市税条例の一部を改正するものでございます。議案書の5、6ページに条文の改め文、7ページから9ページに、新旧対照表を掲げておりますが、内容の説明は省略させていただき今回の主な改正点について、ご説明いたします。

最初に個人市民税に関する改正でございます。1点目は、年金所得者の寡婦控除に係る申告の簡素化を図るものでございます。これは、公的年金等に係る所得以外に所得のない方が、寡婦控除を受けようとする場合に申告書の提出が不要になるというものでございます。

2点目は、退職所得の分離課税に係る所得割についての特例措置を廃止するものであります。内容としましては、退職所得に係る税額の10%、内訳としましては、市民税が6%、県民税が4%の合計10%となります。これを特例として控除していたものを廃止するものでございます。

3点目は、平成26年度から平成35年度までの個人の市民税に限り、現行3,000円の均等割額について、500円を加算した額とするものであり、これは東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源を確保するためのものでございます。なお、県税の均等割額も同様に500円加算されますので、市県民税を合わせますと市民の負担は1,000円の加算となります。

次に、固定資産税に関する改正でございます。地方税の特例措置について、国が一律に定めていた内容を地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組みである地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例の導入でございます。内容としましては、固定資産税の課税標準の特例措置2件、これは下水道を使用する者が設置する除害施設、特定都市河川流域内に設置する雨水貯留施設に対する償却資産の課税標準額を軽減する特例でございます。これにつきまして、課税標準の軽減の程度を法律で定める範囲内において条例で定めるものでございます。

最後に、たばこ税に関する改正でございます。平成23年度の税制改正に伴い、法人実効税率が引き下げられたことによりまして、法人住民税、法人市民税と法人県民税が減収となる一方で、この改正の際に課税ベースの拡大により県の法人事業税が増収となるため、その県と市の増収、減収を調整するため県たばこ税の一部を市たばこ税に標準税率を移譲するというものでございます。今回は、旧3級品以外のたばこ1,000本につき4,618円を5,262円とし、644円の増、そして旧3級品も同じく1,000本につき2,190円を2,495円とし、305円の増となるものでございます。しかしながらこれは、税率の移譲だけでございまして、個人納税者の税負担、いわゆるたばこの販売価格が変わるものではありません。

以上、簡単でございますが、市税条例の改正内容につきまして補足説明を終わります。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

宮嶋委員

退職所得の分離課税にかかる所得割、10%今まで控除されていたわけですが、今まで控除されていた理由を教えてください。

課税課長

退職所得の所得税につきましては、まず退職金はもらいましてその分からその人の勤続年数とかそういうもので基本的な控除をいたします。その2分の1が控除されて、最終的に残っ

た2分の1に10%が控除されるというふうな退職金にかかる所得税の控除になります。実際的に普通、給料なんかをもらったときに所得控除がございませけれども、退職金の場合につきましては基本的な控除のほかに、そういうふうな退職、いろいろな雑費といいますか、そういうふうなものを差し引く、いわゆるそれを受給される方に有利なように10%の控除がされていたものというふうに考えております。

宮嶋委員

それでは今回これが廃止される理由というのはどういうことなんでしょうか。

課税課長

もろもろの理由があるかと思えますけれども、現実的には財源の確保というのが1番になってくるとは思います。そして昨年の3.11の大震災等々で国から各自治体のほうへいろいろな手立てがされていた部分が、大方が東日本の大震災のほうにまわされると、地方の財源を確保するためにそういうふうな国税のものを確保しながら、地方は地方で税収の確保に努めてもらいたいというような趣旨ではないかと思えます。

宮嶋委員

これに該当する方が、退職金が出ないとわからないんでしょうけれど、大体どのくらいの人で、増収になるのがどのくらいの金額でしょうか。

課税課長

議案の質疑のときにもお答えしたかと思えますけれども、直近の2年間の実績で申しますと平成22年度で349名、そして平成23年度で324名の方が退職をされてそれに対する税金がかかっております。この退職者数で考えますと大体年で500万円から600万円程度の増収になるのではないかと試算をしております。

宮嶋委員

一生懸命働いてやっと退職金をもらったとしたら、結局退職金が目減りするとか、そういう形に、いま財政状況大変なときにですね、皆さん大変予算が狂ってくるんじゃないのかなというふうに思います。それから寡婦控除のことは結局今まで必要だったけれど、何もしなくてもそのまま今までどおりということになるんですね。必要じゃないということだけですね。個人の市民税、均等割のことですが、これはどのくらいの金額になるんでしょうか、飯塚市としては増収になると思うんですが、どのくらいの金額になりますか。

課税課長

平成23年度の実績で申し上げますと均等割を納めていただいた納税者の方が54,910名おられます。この数に単純に500円を乗じますと約2700万円の増収になる試算でございます。

宮嶋委員

あとはちょっとわかりにくいんですが、この貯留浸透施設に係る課税標準の、というふうなくだりですが、これでどのくらいの世帯にどのくらいの、これは安くなるほうなんでしょうけど、どのくらいの金額で特典があるとか、安くなるのか教えてください。

課税課長

条例の改正につきましては、一般家庭には全く関係がないと言えば関係がないんですけれども、下水道の除外施設、それと特定河川の浸透防止施設と貯留水の施設というものについて、事業者から市のほうに償却資産の届けがございませ。その分について下水道の除外施設につきましては、4分の3評価額を減じて課税をします。そして、特定河川の貯留槽につきましては、3分の2に減額して課税標準額として課税をするという形になっておりますので、特に事業者の方が対象になるかと思えます。

宮嶋委員

どのくらいの事業所になるのかを教えてください。

課税課長

この条例改正の適用が平成24年4月1日以降の適用ということになっております。しかしながら、従前のものと率が同じでございますので、従前のものを調べましたところ、いずれの減額特例措置に該当する事業者は申告はされておられません。

委員長

他に質疑はありませんか。

明石委員

タバコ税についてちょっとお伺いしたいんですけど、これは飯塚市にどういうふうな形になるんですか、年間、変わることによって増収になるわけですか。

課税課長

先ほども補足説明の中で申しましたけれども、販売価格については変動はありません。しかしながら、県から市のほうに旧3級品以外で644円、そして旧3級品で305円の税金が本来県に行くべきものが市のほうに来ますので、約1億6千万円ほど増収になる試算でございます。

委員長

他に質疑はありませんか。

永末委員

今の明石議員の質問にちょっと関連なんですけど、旧3級品にというのはどういったものになるのでしょうか。

課税課長

5種類ぐらいあったと思いますけれども、ゴールデンバット、わかば、しんせい、バイオレット、ウルマ、なんかこういうふうなちょっと聴きなれない、ゴールデンバットは古くからありますけれども、主なものはそういうふうなものが旧3級品ということになっております。

委員長

他に質疑はありませんか。

永末委員

個人市民税のほうにちょっと戻らせていただきますけれども、こちらのほうで均等割の分で市のほうで500円、県のほうで500円上がるということで、トータルで1,000円上がるというふうな計算になるということで聞きましたけれども、この必要性の部分、先ほどご説明いただいたと思うんですけど、ちょっとわかりづらかったので少し詳しく教えていただけますでしょうか。

課税課長

今回の均等割の加算につきましては、これは昨年の3.11の東日本大震災の復興を図る目的として震災復興基本法が制定されております。この2条に定める基本理念に基づきまして平成23年から27年に集中的に事業を実施すると。これを受けまして全国的にかつ緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用、財源を確保するために臨時的措置として、個人住民税の均等割の標準税率を引き上げたものでございます。

永末委員

今のご説明ですと震災の分で復興の何らか支援をするということで、23年から27年にかけて必要ということですね。この25条には35年までという形になってはいますが、そのずれというのは何なんですか。

課税課長

この日時のずれにつきましては、いわゆる全体で23兆円復興費用がかかると。そして国が示しております復興の重点事業といたしまして、先ほど申しました23年から27年のこの5年間で重点的にやっというふうなことでございます。それを何で10年間で

500円ずつ上乗せするのかと申しますと、いわゆる負担の公平といいますが、そういうふうなものを長くないように、負担が一度に大きくならないようにというような配慮から地方におきましては10年間の加算というような考え方になっております。

永末委員

ちょっとわかったような、わからなかったような感じなんですけど、他の自治体の状況というのはどうなんですかね。同じような形で26年から35年、飯塚市と同じような形で上げるんでしょうか。金額のほうも500円という形なんですか。

課税課長

他の自治体はどうかということでございますが、これは法律でそういうふうな年限が定められておりますので、全国一律にこの期間で500円の加算という形になっております。

委員長

5年間で23兆使うけど支払いは10年間で23兆円集めようということだと思います。他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

宮嶋委員

震災復興のために1,000円負担しないといけない。その気持ちとしてはわからないではありませんが、こういう経済状況の中で所得、退職金にかかる税金が引き上げられるというようなこと。市民税も本当に1,000円あげられたら大変な暮らしをされている方にとってはすごい状況になるんじゃないかなと。やはり復興だとか、そういうのはやっぱりこういう税金でするべきなのかなとかどうかというふうに思います。詳しくはきちっと整理して反対の討論をしたいと思いますが、一応反対ということをお願いします。

委員長

他に討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第55号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第57号 財産の取得(消防ポンプ自動車)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

総務課長

議案第57号 財産の取得について補足説明をいたします。議案書の16ページをお願いいたします。本件は地方自治法第96条第1項第8号、及び飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定に基づきまして提出するものでございます。内容といたしましては、飯塚市消防団飯塚方面隊第2分団目尾分隊及び第6分団相田分隊に消防ポンプ自動車各1台、計2台を買い替え、配備するものでございまして取得価格はそこに記載のとおり2833万9500円、契約の相手方は帝産業株式会社でございます。以上簡単でございますが補足説明といたします。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

宮嶋委員

消防ポンプ2台ということですが、これは何者入札に加われて落札率がいくらだったのか、教えてください。

総務課長

入札の業者数でございますが、16社のうち1社辞退がございまして、参加者は15社でございました。落札率につきましては97.78%でございます。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第57号 財産の取得(消防ポンプ自動車)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第63号 専決処分の承認(飯塚市税条例の一部を改正する条例)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

課税課長

議案第63号 専決処分の承認について、補足説明をさせていただきます。議案書の27ページをお願いします。この専決処分は、地方税法の一部を改正する法律が、平成24年3月31日に公布され、平成24年4月1日から施行されることに伴い、飯塚市税条例の一部を改正するものであります。27ページから31ページまでに条文の改め文、32ページから39ページに新旧対照表を掲げておりますが、内容の説明は省略させていただき、今回の主な改正点についてご説明いたします。この税制改正は、固定資産税に関するもので平成24年度の固定資産の評価替えに伴い、平成24年度から各年度分の固定資産税の負担について、従前の調整措置を一部見直し延長するものでございます。

まず土地に関しましては、価格の負担調整について、課税標準額を前年度と同額に据え置く負担水準を平成23年度までの80%以上を平成24年度から90%以上とし、原則として現行の仕組みを平成26年度まで3年間延長するものでございます。しかしながら、住宅用地に係る据置特例につきましては、不公平是正の観点から経過的な措置を講じた上で平成26年度に廃止するというものでございます。次に、家屋に関しましては、新築住宅に係る固定資産税の2分の1の減額措置をさらに2年間延長するものでございます。以上簡単でございますが、飯塚市税条例の一部を改正する条例の専決処分の補足説明を終わります。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

宮嶋委員

前年度の課税標準額を80%以上から90%以上に変えると言われましたけれど、このことによって負担がふえるのかどうか、税収がふえるのかどうかお聞きします。

課税課長

結論から申しますと税収はふえます。今まで前年度との課税標準額の比較で前年度と比較しまして、80%以上の差がある場合は、前年度の据え置きとなっております。平成24年度から90%になりますので、この80%から90%にあった前年度据え置きの対象が据え置かれなくなりますので、その分が増収になるということでございます。

宮嶋委員

それは何世帯でいくぐらいの金額なるのか、わかりますか。

課税課長

影響額ということでございますけれども、小規模住宅で約360万円、そして一般住宅で470万円、合わせて約840万円ほどの増収になる試算でございます。対象者は約2,000人ぐらいになります。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

宮嶋委員

増収ということで反対の態度をとらせていただきます。

委員長

他に討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第63号 専決処分の承認（飯塚市税条例の一部を改正する条例）」について、承認することに賛成の委員は、挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は承認すべきものと決定いたしました。

おはかりいたします。案件に記載のとおり、執行部から2件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「飯塚市中心市街地活性化の取り組み状況について」、報告を求めます。

中心市街地活性化推進課長

これまでの経過及び今後のスケジュール等について主なものを説明いたします。提出資料をお願いいたします。まずタウンマネージャーにつきましては、中心市街地活性化協議会幹事会の幹事6人で構成する2次審査会が5月22日に開かれまして、埼玉県川口市の神田邦夫氏を合格者とし、5月28日の中心市街地活性化協議会で承認されております。現在、経済産業省の戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金を申請しておりまして、同補助金の交付決定があり次第、設置するということで現段階では8月上旬の設置を予定しております。

なお、神田氏については、埼玉県庁商工部経営指導課に10年間在職、昭和62年から中小企業事業団において商店街近代化事業に従事、平成2年から株式会社神田経営研究所を設立し、全国の商店街振興に取り組むなど、これまで一貫して商店街支援を図っておられます。また、中小企業診断士として商店街診断を実施し、個店の魅力向上及び売上増加を図ってこられた方でございます。現在の居住地から飯塚市に転入されるということでございます。

次に、5月31日に飯塚本町東地区優良建築物等整備事業推進協議会を組織し、第1回会議を開催いたしました。この協議会は、飯塚本町東地区整備事業の一環として実施いたします居住ゾーンの分譲マンション整備事業に関する事項を審議するもので、土地の売却希望者や分譲マンションの住宅床の等価交換希望者の方々34人で構成しております。今年度は分譲マンション事業者の公募条件などを協議することにしております。

次に、6月9日、飯塚商工会議所が東町商店街の空き店舗1階に街なか交流・健康ひろばを開設いたしました。今後、福岡大学スポーツ科学部との連携で、にこにこステップ運動やスロージョギングの教室が開催されることになっておりますし、市が実施しております健康相談や高齢者向け筋力アップ教室などもこの場所で開催することにしております。また、他の事業につきましても関係者と鋭意協議をしている状況でございます。

次に、今後のスケジュールでございますが、7月1日、日曜日14時からコスモスコモン中ホールにおいて、街なか交流・健康ひろば事業として福岡大学スポーツ科学部の田中宏暁教授による「にこにこステップ運動講演会」が開催されますので、ぜひ委員の皆様方もご出席をいただければというふうに思っております。よろしく願いいたします。

次に、8月中旬には飯塚緑道改修に関するワークショップ、9月中旬には新飯塚地区歩行者

空間整備に関するワークショップを開催する予定でございます。

以上、簡単でございますが報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「公用車の事故について」、報告を求めます。

管財課長

公用車の事故についてご報告いたします。先の5月16日開催の総務委員会での質疑に基づきまして、過去3年間の公用車事故の状況についてご報告いたします。

提出資料によりご説明いたします。年度区別公用車事故集計表になります。縦の欄に事故の種別、横の項に年度別を示したものが上段で、その下が表をグラフ化したものになります。平成21年度、事故件数35件、平成22年度33件、平成23年度32件の事故が発生しております。自損事故につきましては、10件、15件、20件と増加しております。また対物事故につきましては、9件、5件、2件と減少しております。

23年度の詳しい内訳をご説明いたしますと総数32件のうち20件が自損事故で事故全体の約6割を占めております。運転手が細心の注意を払っていたならば防ぐことのできたような軽率な事故、単純な運転操作ミスが引き起こした事故が多く発生しております。次にあて逃げ等の事故、見覚えのない原因不明の事故が例年よりも多く9件発生しております。対物事故については例年より少ない2件発生し、相手から引き起こされる事故、市の過失がない事故が1件発生しております。

公用車の事故件数につきましては、例年30件以上発生しておりまして、一層の事故の減少が求められ組織全体で公用車の安全運転管理を推進するための飯塚市職員安全運転管理規程を本年7月1日に施行いたしまして、第1回の安全運転管理委員会を6月5日に開催しております。その中で計画等を審議し今後進めていく方向性でございます。今後はこの委員会を核に職員への啓発を行い、公用車の事故防止に向け真剣に取り組んでまいりたいと考えております。最後になりますが、今後とも公用車の事故につきましては、委員会への報告を定期的に行ってまいりたいと考えております。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

明石委員

1年間にだいたい30件以上ということは、皆さん多いと思われませんか、少ないと思われませんか。

管財課長

先ほども申しましたが、事故で自損事故というのが約6割を占めております。それもかなり軽微な事故、軽微といっちはちょっと語弊がございますが、単純ミスの事故がございますので、そういった事故等がかなりの数を占めておりますので、そういったものを今後は失くしていくと、なおかつ事故の全体数を減らしていきたいと考えております。

明石委員

僕が聞いているのは、多いかな、少ないかなという、どういうふうに感じられていますかということです。

管財課長

軽微な事故等が6割発生しておりますが、その件数はかなり多いものと考えております。

明石委員

それに対して、まず防止対策、さっきちょっと言われましたけど、防止対策。それから保険

とかそういうものはきちっと入っておられますよね。

管財課長

保険の件でございますが、自動車保険につきましては、全国市有物件災害共済会に加入しております。補償内容につきましては、身体賠償と対物賠償に区分されまして、身体賠償の限度額は無制限となっております。

明石委員

ぜひ、この30件をせめて今年度は15件ぐらいに減らすとかいう、そういう目標を立てて研修会をぜひ、あの小さなやっぱり各課の対策だろうと思うんですね。全体にしても無意味とは言いませんけど、運転者の心構えが一番必要じゃないかなと思いますので、ぜひ数値目標を立ててください。年間30件とはちょっと僕も非常に多いと思っていますので、仕方がない事故というのはあると思いますけれど、せめて15件ぐらいに、今年度はしてほしいなと希望して私の質問は終わります。回答ができるならしていただきたいと思いますけど。

管財課長

委員言われましたとおり、できるだけゼロに近い数字で頑張ったいと考えております。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、総務委員会を閉会いたします。